

大通達甲（交企）第6号
大通達甲（交指）第3号
大通達甲（運免）第3号
平成27年7月29日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長
殿
（参考送付先）
警察学校長

交 通 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）
道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）が平成27年6月17日公布され、改正法附則第1条ただし書に規定する規定は、同日から施行された。

これらの規定は、運転免許の効力の仮停止の要件に関するもの等であり、その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 運転免許の効力の仮停止等の要件の見直し

(1) 趣旨

仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）は、事前の意見陳述手続を経ないで行う緊急の処分であることに鑑み、その対象を、悪質重大な交通事故を起こし、将来の危険性が極めて高いと認められる者に限定しているところであるが、酒気帯び運転及び過労運転等（麻薬等運転を除く。以下同じ。）については、無免許運転等の悪質重大な違反行為と罰則や行政処分の基礎点数が同水準であるにもかかわらず、仮停止等の要件がより厳格なものとなっており、不均衡が生じていた。

また、現実にも、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こして人を傷つけた者が、都道府県公安委員会の処分が決定するまでの間にこれらの違反行為を繰り返すなどの事例があり、このような危険な運転者を可能な限り速やかに道路交通から排除する必要性が認められた。

そこで、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こした場合には、無免許運転等と同様に、人を死亡させたときに限らず、人を傷つけたときにも仮停止等ができるよう、その要件を見直したものである。

(2) 内容

運転免許を受けた者又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者が自動車等の運転に関し、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こした場合には、従前の人を死亡させたときに加え、人を傷つけたときにも、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長（警察署長の権限の委任を受けた高速道路交通警察隊長等を含む。）は、その者に対し、仮停止等を行うことができることとされた（改

正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の2第1項及び第107条の5第10項）。

また、施行前にした行為に係る運転免許の効力の仮停止等については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第10条）。

(3) 留意事項

本改正の趣旨及び内容については、関係職員への教養を徹底し、仮停止等の制度の適切な運用に努めること。

2 その他（土砂等運搬大型自動車の使用の制限又は禁止の要件の見直し）

(1) 趣旨

仮停止等の要件の見直しに伴い、国土交通大臣による土砂等運搬大型自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車で、土砂等の運搬の用に供する道路交通法第3条に規定する大型自動車及び中型自動車（車両総重量が8千キログラム以上のもの及び最大積載量が5千キログラム以上のものに限る。）をいう。以下同じ。）の使用の制限又は禁止の要件について、所要の見直しが行われた（改正法附則第15条）。

(2) 内容

国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こした場合には、従前の人を死亡させたときに加え、人を傷つけたときにも、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、6か月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができることとされた（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条第1項）。

また、施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第16条）。

(3) 留意事項

本改正により、警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こした場合には、従前の人を死亡させたときに加え、人を傷つけたときにも、速やかに、意見を付して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならないこととなったため、前記内容を踏まえ、関係事務に遺漏のないようにすること（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第7条第2項）。

なお、施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、なお従前の例によることとされたことから、施行前に酒気帯び運転又は過労運転等をし、よって交通事故を起こして人を傷つけた事案については、当該通報をする必要はない（改正法附則第16条）。

（交通企画課企画係）
（交通指導課交通事故捜査・鑑識係）
（運転免許課行政処分係）